

「いわきのめぐみ」ロゴマーク使用フローチャート

「いわきのめぐみ」ロゴマークを使用したい



※詳細については、「いわきのめぐみ」ロゴマークの使用に関する規程（以下「使用規程」という。）をご確認ください。

次に該当する場合等は、「いわきのめぐみ」は使用できませんのでご注意ください。（使用規程第6条抜粋）

各分野の使用カラー

- 農業
 - 林業
 - 水産業
- ※カラーの詳細はVIマニュアルに記載

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

営利目的で使用する

YES

提出

使用申請書（第2号様式）

※ 次の場合は、使用申請書及び届出書の提出は不要です。（使用規程第3条）

- (1) 報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) いわき市が主催するイベント等で使用する場合
- (3) いわき市が共催・後援するイベント等で使用する場合

承諾

市発行

使用承諾書（第3号様式）

NO

提出

使用届出書（第1号様式）

変更

提出

使用変更申請書（第4号様式）

承諾

市発行

使用変更承諾書（第5号様式）

キャラクターデータの提供

- 内容によって、使用用途がわかる資料（見本、写真など）を求める場合があります。
- 使用する際に必要な指示を出す場合があります。

キャラクターデータの提供

- 承諾の際に、条件を指示する場合があります。
- 承諾を受けたものは、譲渡・転貸できません。
- 完成した物品等は、速やかに提出してください。（提出が困難な場合は、写真でも可）

※ 「いわきのめぐみ」ロゴマークを使用する際には、原則として、物品等には、「©いわき市」の表記を付してください。

（問合せ・申請先）いわき市農林水産部農業振興課
〒970-8686
福島県いわき市平字梅本21番地
TEL：0246-22-7470
FAX：0246-22-7589
E-mail：nogyoshinko@city.iwaki.lg.jp